

第7回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年7月4日(月)
開会 15時00分
閉会 15時30分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 12名
4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	欠	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

14番 副島 敏和

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第32号	農地法第5条の申請について
議案第33号	農地法第4条の申請について
議案第34号	農地法第3条の申請について
議案第35号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第36号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について

8. 報告事項

議案第12号	農地法第18条第6項通知の受理について
議案第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) 本日は山口会長の欠席により、私が代わりに議長を務めますのでよろしくお願 いします。</p> <p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は山口会長と13番の堤 正樹委員です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 力武 正光委員、14番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第32号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第12号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第32号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第32号	農地法第5条の申請について	3件	議案第33号	農地法第4条の申請について	2件	議案第34号	農地法第3条の申請について	5件	議案第35号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	2件	議案第36号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	8件	報告第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について	1件
議案第32号	農地法第5条の申請について	3件																				
議案第33号	農地法第4条の申請について	2件																				
議案第34号	農地法第3条の申請について	5件																				
議案第35号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	2件																				
議案第36号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																				
報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	8件																				
報告第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について	1件																				
事務局	<p>議案第32号 30番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し</p>																					

事務局	<p>得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、31番になります。 図面は5ページから8ページです。 申請地は〇〇〇〇です。 借受人が倉庫、資材置場及び駐車場を設置するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に事業用地拡張及び資材置場をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、32番になります。 図面は9ページから16ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が建売住宅を建設するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第32号 については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この土地は元々、販売する目的でおられました。野菜など作っておられました が、一番初めから中山間にも入っておられない状態でした。その下にも3軒4 軒家が建ってまして、上水も下水の上と一緒に流すような形になっています ので問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありましたので、 私も承諾しました。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇〇〇という法人がありまして、ここの資材置場という形で始末書つきでの 転用申請になっております。現状としましては、資材置場と会社の事務所の敷 地として利用されております。それと、隣接者の方が1人いらっしゃって同意 が得られておりません。申請者の代理人からは、何回か訪問しましたが、こっ ちにいらっしゃらないということで言われており、生産組合長さん、区長さん の同意の印鑑はございますので、その経緯についてまとめて、その隣接農地</p>

担当委員	の方から何かあった時はこちらで対応しますということで一文入れていただいております。その説明を受けて印鑑を押しています。現地を確認しましたが、特段問題ないようです。御審議よろしく申し上げます。
議長	31番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、32番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは水田が湿田で、だいぶ前からどうにかしてくれという話があったらしいです。それでどうにかしましょうということで、〇〇〇〇の方が買い取って建売をやるということでした。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。特に問題ないと思いましたので、私も承諾いたしました。御審議をお願いします。
議長	32番について、御意見、御質問はございませんか。 特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第33号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第33号 について説明します。 議案第33号 15番についてご説明します。 議案は2ページです。 図面は17ページから23ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が一般住宅、乗入口を建設するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に浄化槽の設置をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第1種農地及び第2種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの及び周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は2ページ、16番になります。 図面は24ページから27ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が貸住宅、貸事務所を建設するための申請です。

事務局	<p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第33号 については以上2件です。</p>
議長	15番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>現在の建物がもう80年から90年くらいになって傷んできているということで新築をされるそうです。申請地については、稲を作付されていましたが、昨年から稲作はされていません。横は水田と南側が元の果樹園ですけれども、今は廃園になっております。</p> <p>今回建てられるところと現在あるところの、ちょうど中間に溜池からくる水田の用水路があった訳ですけども、一昨年に中山間事業でですね、市道の方に、用水路排水路ができて、問題は無いようです。用悪水路に雨水も、そちらの方に流れるようです。現在の建物のところを取り壊して新築され、元の水田の方には、駐車場を作られる予定になっているようでございます。問題ないようでしたので、承諾をしております。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	あの辺は住宅地で下水も上水も通っておりますので、別に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も承諾しました。御審議よろしくをお願いします。
議長	<p>16番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第3条の申請の24番についてですが、〇〇委員が譲受人になる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退席させていただきます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは、議案第34号 農地法第3条の申請の24番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	議案第34号 24番について御説明いたします。

事務局	<p>議案は3ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第34号 24番については以上です。</p>
議長	<p>議案第34号 24番について、議案3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案34号 農地法第3条の申請の24番については許可といたします。</p> <p>〇〇委員には着席いただき、審議を再開します。 (〇〇委員 着席)</p> <p>それでは引き続き、議案第34号 農地法第3条の申請の24番を除く23番から27番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 24番を除く23番から27番について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第34号 24番を除く23番から27番については以上です。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案第34号 24番を除く23番から27番について、議案3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第34号 農地法第3条の24番を除く23番から27番の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年2件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を、6ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p>

事務局	<p>借受人が2名、貸付人が2名で、面積は田が2, 144㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第35号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第35号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第35号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第36号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 あっせん委員の指名について、御説明します。</p> <p>議案の7ページ 2番になります。</p> <p>図面は28ページになります。</p> <p>あっせん申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いするものです。</p> <p>議案第36号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第36号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第36号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 について御説明します。</p> <p>議案は8ページから9ページになります。</p> <p>8件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第12号 については以上です。</p>

議長	<p>報告第12号 農地法18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第13号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、10ページになります。</p> <p>1番について、農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第13号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第13号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第7回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>